

＜芦屋 やまぼうし＞会 則

成立：2012年9月25日（世話人会の承認で仮成立）
改訂：2013年5月28日（総会での発議を受けて運営委員会で承認）
改訂：2014年4月1日（第2回総会に承認）
改訂：2015年4月7日（第3回総会に承認）
改定：2019年4月2日（第7回総会に承認）

総 則

第1条（趣旨と名称）

芦屋市公民館主催の2011年秋と2012年春の「健康山歩き講座」の修了者を中心に発足し、会の名称を「芦屋 やまぼうし」とする。

第2条（事務局と会の所在地）

本会の事務局は芦屋市内に置き、所在地を原則として事務局長宅とする。

目的および活動

第3条（目 的）

本会は健全で楽しく山歩きをし、健康の維持増進と会員相互の心の豊かな交流を図ることを大切にする。

第4条（活 動）

本会は、第3条の目的を達成する為に次の活動を行う。

- (1) 原則として月2回の山歩き
- (2) 必要に応じて特別企画や行事を行う

会員及び会費

第5条（会 員）

- 1、本会は第3条の目的に賛同し、活動に積極的に参加できる者で構成し、その構成員を会員とする。
- 2、入会を希望する者は第14条の運営委員会の承認を得て会員となる。
- 3、退会する場合は事務局長に申し出て、受けた事務局長は運営委員会委員に報告する。
- 4、会員は本会主催の山歩き中に発生した傷害に対応出来る保険に加入しなければならない。また活動中の行動は全て自己責任とする。期の途中で入会した者も同様とする。

第6条（休会員）

会の活動に一定期間参加することが困難な会員は、本人の希望により休会員とし、例会計画や総会資料を受け取り、また会食などの特別行事に参加することができる

第7条（ビジター会員）

- 1、入会検討の為などで臨時的に本会の例会に参加する者をビジター会員とする。
- 2、参加費は都度200円とし、納付した参加費は会員として入会する場合も返金しない。
- 3、活動中の行動は全て自己責任とする。

第8条（会 費）

- 1、会員は、定められた年会費を納付しなければならない。
- 2、期の途中で入会する者は入会月に応じて月割りとする。
- 3、期の途中で退会する時は既納の年会費は返却しない。
- 4、例会参加の交通費、特別行事の参加費は実費を別途自己負担とする。

第9条（除名）会費を一年以上滞納した者、本会の名誉を著しく傷つけた者、本会則に著しく違反した者は運営委員会で協議し除名することができる。

会計年度

第10条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

運営組織

第11条<世話人>会員の中から次の世話人を選出し、会の運営に当たる。

(1) 事務局長：本会を代表し、企画委員会と運営委員会を統括すると共に、総会を招集する責任と権限を有する。

(2) 実務委員

①グループ長：各グループ内での互選で選任され、自グループ会員の融和と統括の責任を担う。

②企画委員：各グループ内での互選で選任され、自グループ会員から提案された例会計画案の詳細計画を第13条に定める企画委員会に諮り、必要に応じて下見をグループ内の参加可能な会員の協力を得て例会当日までの出来るだけ早い時期に実施し準備を整える。

③会計委員：下見交通費など期中の全ての金銭の出納を担当し、期末には収支明細と共に会計監査役の監査を受ける。また総会で年度会計収支報告と次年度予算案の説明を行う。必要に応じて正・副2名とする。

第12条<会計監査役>：会計委員が提出する期中収支明細の監査、及び総会に提示する年度会計収支報告書の内容を精査する。

第13条<企画委員会>：世話人全員で構成し、例会計画の検討、及び具体化に向けての全ての内容を決定する。

第14条<運営委員会>：世話人全員で構成し、期中の会計収支報告（案）、次年度の予算（案）、次年度の事務局長案・会計委員案・会計監査役案、会運営の基本的な方針、その他総会で諮るべき議案を審議し決定する。

総 会

第15条<定義と議案>：総会は本会の会員により構成され、会の最高決議機関であり、前年度の活動報告・会計収支報告、次年度の事務局長・会計委員・会計監査役及び予算案・活動計画・会則の改廃など会の運営に拘わる重要事項を審議し決定する。

第16条<時期と招集>：総会は、会計年度終了後遅滞なく開催し、事務局長が会員に連絡し招集する。

第17条<成立と議決>：総会は、会員の過半数の出席により成立し、議決には出席者の過半数の同意がなければならない

第18条<議事の運営>：事務局長が仮議長となり、出席者の中から総会議長と書記各1名を選任し議場の承認を得て決定する。総会議長は総会の秩序を保持し議事を進行し、書記は議事の経過及び結果を記録する。

第19条<臨時総会>：必要に応じて臨時総会を招集することができる。

会則の成立と改廃

第20条 本会則は総会の承認を経て成立し、その改廃も同様とする。

細 則

第21条 会の目的を達成する為に必要な事項は運営委員会で定めることができる。